



公募公告

令和元年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業について、次のとおり実施（受託）希望者の公募を行うので、公告します。

令和元年9月11日

奈良県福祉医療部医療政策局
地 域 医 療 連 携 課 長



1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

（1）委託業務名

令和元年度歯科医療安全管理体制推進特別事業

（2）委託金額

金462,000円（うち取引に係わる消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。ただし、業務実施後、業務に要した経費が委託料を下回ったときは、業務に要した経費をもって委託料とする。（消費税率は10%とする。）

（3）委託期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）

（4）委託業務の内容等

より安全・安心で質の高い歯科医療の提供に寄与することを目的に、医療安全管理体制の整備を推進するため、医療従事者等を対象に、院内感染の防止や医療事故等を未然に防ぐためのスキルの向上、医療安全に対する意識高揚に資する研修会を開催する。

2. 参加資格

以下に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- （4）参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- （5）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第42

- 5号) 第2条第1項各号のいづれにも該当しないこと。
- (6) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 奈良県内に事業所を有し、地域の実情に応じた適切な事業運営ができると認められるものであること。
- (8) 公募に付す委託業務と同種又は類似業務の業務実績があること。
- (9) 次のいづれにも該当しないこと。
- ①役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所のい代表者、他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が実質的に関与していると認められる。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいづれかに該当することと知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- ⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいづれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかつたと認められる。
- ⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかつたと認められる。
- (10) 公告日から過去5年以内に歯科医療安全に関する評価業務を誠実に履行した実績を有している者であること。

3. 業務委託の選定方法

奈良県は、歯科医療安全管理体制推進特別事業の業務委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、企画提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した者を受託予定者として選定する。

なお、審査にあたっては、企画提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設定し、当該審査会の審査結果により本業務の受託予定者を決定する。

4. 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページ

(奈良県トップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

(2) 交付期間

令和元年9月11日（水）から令和元年10月4日（金）午後5時まで

(3) 交付資料

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・提出様式【様式1～8】及び質問票【様式9】
- ・業務委託仕様書

5. 交付資料の提出期限

(1) 実施（受託）希望書【様式1】

類似業務受注実績【様式2】

令和元年9月20日（金）午後5時までに実施（受託）希望書・類似業務受注実績を
(10) の問い合わせ先に持参または郵送すること。（郵送の場合は書類郵便による
ものとし、提出期限内に到着したものに限る）

(2) 質問票

令和元年9月24日（火）午後5時まで

(3) 企画提案書

令和元年10月4日（金）午後5時まで

6. 契約の締結

受託予定者が2（参加資格）に記載の要件を満たさない者に該当すると認められるとき
には、契約を締結しないものとする。

7. 契約の解除

契約締結後、受託者が応募できる資格がないことが判明したとき又は正当な理由なく、
契約に定める義務を履行しないとき及び受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に
業務を完了する見込みがないことが明らかになったと認めるときのいずれかに該当すると
認められるときは、契約を解除することがある。

この場合において、契約者は奈良県に対して損害賠償金を納付しなければならない。

8. 手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9. その他

詳細は、奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業にかかる公募型プロポーザル実施要領等による。

10. 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療管理係

電 話 0742-27-8653（直通）

F A X 0742-22-2725 F A Xにより連絡を行う場合は、必ず到着確認を行うこと。